

タイトル	家畜市場における馬喰（家畜商）の流通経済学的研究 - 北海道 蘭越町・八雲町・森町・七飯町の事例を中心として -
著者	松浦，努； MATSUURA, Tsutomu
引用	
発行日	2024-03-20

氏名・(本籍地)	まつうら つとむ 松浦 努 (北海道)
学位の種類	博士(経済学)
学位記番号	博(経済)乙第2号
学位授与の日付	令和6年3月20日
学位授与の条件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	家畜市場における馬喰(家畜商)の流通経済学的研究—北海道 蘭越町・八雲町・森町・七飯町の事例を中心として—
論文審査委員	主査教授 市川 大祐 副査教授 古林 英一 副査教授 宮入 隆

論文内容の要旨

本論文は、主として戦後期から1975年までの農村地域において農耕馬の売買の斡旋・仲介として活動した馬喰(家畜商)の活動実態を明らかにすることを目的とする。食肉などの畜産物流通の流通研究が盛んな一方、生体のまま取引される牛馬等の流通を対象とした研究は少ない。なかでも農耕馬の取引に関わった馬喰の研究はきわめて少なく、その活動実態は不明なことが多い。また先行研究で扱われる際もマルクス経済学の研究動向を反映して、前期的商業資本として位置づけられ、「前期的取引」の面を強調して論究されることが多く、馬喰が存続した意義について正の側面も含めて注目されることはなかった。

著者は先行研究を踏まえた上で、馬喰の活動実態を明らかにするため、具体的に以下の5つの課題を設定している。すなわち、①馬喰による「袖下取引」と「手指法」について、「前期的取引」の実例として先行研究で言及されてきたものの、その中身は明らかでないため、まずはこれら取引の実態を解明すること、②農耕馬の取引において戦後においても近代的な家畜市場での取引ではなく馬喰による市場外取引である「庭先取引」による慣行が続いた要因、③これまで指摘

されてきた馬喰の負の側面、すなわち情報の非対称性を利用した欺瞞的取引（前期的取引）の実態の解明と、正の側面への注目、④馬喰と農民の牛馬取引にともなう金銭授受の実態解明、⑤馬喰（家畜商）の相場形成における評価基準の解明、である。以上の課題を解明するため、北海道南西部に位置する蘭越町、八雲町、森町、七飯町（旧大野町含む）を対象に現地調査を行った。それぞれ仲介者である馬喰（家畜商）と、農耕馬の購入者であり、場合によって農耕馬の飼養を行い農耕馬の販売者ともなった農業者へ直接アンケート・ヒアリング調査を実施している。

次に論文の章の構成について述べる。序章では先行研究のサーヴェイにもとづき課題設定を行い、対象地域の選定理由、家畜市場と家畜商についての法規制の歴史の変遷、馬喰の行動原理・組織性と家畜商の組織、馬産形態の歴史的推移と馬喰（家畜商）の活動内容についての時代区分、馬喰をめぐる用語法の歴史の変遷が示される。

以下、第1章から第4章までが、各調査地（蘭越町、八雲町、森町、七飯町）の分析となる。それぞれ各章においては、地域の概要（沿革・地勢と産業の推移など）に続いて馬喰の活動の前提となる各地域の馬産、馬匹流通が示された上で、馬喰・家畜商の活動実態について検討している。

第1章の蘭越町の分析では、農家、農家兼家畜商、専業家畜商、牧場経営者など計14人に聞き取りを行い、馬喰同士が取引を行う際に用いる手指法の中身については不明であるものの、農家の方の証言から、互いに手の指や形を変えることで価格を取り決めていたこと、馬喰が巧みな口頭技術を使い欺瞞的な手法で不当な馬の売買や交換、不良馬の売り付けが行われていた実態が明らかにされた。他方で馬喰が契約時の代金支払いが堅かったこと、農家にはない馬に関する情報収集能力があると見なされていたなど正の側面も明らかにされた。また具体的な代金の受け渡しについて口銭3000円から5000円を払った後に追加金を支払い、さらに契約成立時に1～2万円を支払うなどの実態も明らかにされた。最後に馬喰・家畜商へのヒアリングから、馬匹相場の考え方が農業機械化以前とそれ以後で異なっており、農耕馬として機能面の優劣やばんえい競馬としての能力で評価されていたが、農業機械化後は馬肉相場で決まったということが明らかにされた。

第2章の八雲町の分析では、農家、元酪農家、元農協職員、牧場経営者、精肉店主など計6人に聞き取りを行い、特に地域特性から乳用牛の取引が特徴的であるが、やはり情報の非対称性を利用して利益を得ていたこと、公的市場で買い手がつかない評価の低い乳牛は馬喰による庭先取引で売買されていたことが明らか

にされる。

第3章の森町の分析では、同地域で盛んな林業や薪炭生産に馬が用いられており、また農家での馬飼養も盛んな馬産地であるということから、聞き取り対象となった農家7人・林業経営者1人計8人のうち、2人を除きもともと馬喰と兼業の経歴を持っているという特徴がある。聞き取りの結果、前章まででは解明されなかった、手指法の具体的な中身が明らかとなり、手拭いや座布団で隠しつつ行われた馬喰の手指法が図示されている。筆者はこのような取引方法に対し、農家の庭先で行われつつも、価格交渉の中身を、売買の当事者である農家に見せないことによる馬喰の利得獲得という目的のほかに、公的な家畜市場に対抗し、家畜取引における参入障壁として機能した面もあると分析している。1965年～1970年頃までは農業機械化はまだ十分ではないため、役繁兼用馬産が広く行われていたが、上記の参入障壁に加え、集散地家畜市場までの馬の輸送も困難であったことが、この時期まで馬喰による庭先取引が存続した要因であると推論している。

第4章の七飯町（旧大野町含む）の分析では、稲作農家2人、リンゴ園農家1人、畜産農家3人、装蹄師1人、生体家畜運送業1人計8人に対し聞き取りを行った。特に畜産農家兼家畜商からの聞き取りにより、1960年代までの役繁兼用馬産の時代に行われていた馬喰が仲介する馬匹流通の中身について、金銭・口銭（売り手・買い手からそれぞれ2%ずつ計4%）授受も含め明らかとなった。この馬喰を介した取引は、1970年代以降農業機械化が進む中で、家畜商による家畜市場での取引へと大きく変化し、その目的も産業動物としての取引から肉用としての取引が中心となったことが示される。また、馬喰同士の対立や情報の非対称性による不当な馬交換による欺瞞など馬喰へのマイナスの評価とともに、農耕馬を使いこなす「馬耕教師」としての側面や、農家への金融的機能など馬喰のプラスの側面も描き出された。

終章で問題の総括と今後の研究展望が示される。総括においては、まず（1）馬喰問題の本質で、馬喰の負の側面として、情報の非対称性を利用した欺瞞的取引、袖下取引や手指法を用いて農民に情報を遮蔽して行われる価格決定、馬喰の庭先取引や厩先取引など市場外取引の横行、さらにこれに対して行政が有効な歯止めをかけることができなかった点など負の側面が述べられる。これに対し、続く（2）馬喰が果たした歴史的役割と意義では、これまで先行研究で光の当てられなかった馬喰の正の側面に注目する。すなわち、前項のような問題をはらみつつも、馬喰は馬匹流通で主要な役割を果たし、当時、農業・林業・運輸の各分野に馬匹を供給した。特に農村における農耕馬の流通を仲介することで、農耕や運

搬、自給用堆厩肥供給を通じて農業生産力の向上に貢献した。また一部ではあるが、馬医的素養を持つ馬喰が存在し、農村において西洋医学にもとづく獣医とは異なった面から経験知にもとづいて馬のメンテナンスに貢献した。さらに、馬喰は農耕馬飼養農家に現金収入をもたらすと同時に、一定程度、農民に対し金融的機能を果たしていた。このことが、負の側面を持ちつつも1949年家畜商法制定後も、1970年代まで馬喰が存続しえた要因であると結論づけている。

今後の研究展望では、戦後農政転換期以降における馬喰の時代対応と、北海道南西部農村が抱える諸問題が示される。1961年に農業基本法が制定されると、農業機械化の進展の一方で、選択的拡大の一端として酪農が発展する中で、馬産用牧野が酪農・肉牛用に転用され、馬喰の活動範囲も狭まっていく。こうした中で零細規模の馬喰は農業など他業種への転換を余儀なくされていく。他方、家畜飼養のための牧場・厩舎を有する中規模以上の馬喰は、肉用馬を飼養する家畜商として、市場での家畜取引に活路を見出していった。このような二極分化に加え、1970年代以降、馬喰がどのような対応を行ったのかという点は今後の研究課題としている。

最後に北海道南西部農村、すなわち調査対象の蘭越・八雲・森・七飯の4町が現在抱えている課題（人口減少・少子高齢化等）とこれに対する施策が述べられるが、この論文に関わらせて農耕馬の現代的活用法として、西埜将世氏による馬搬・馬耕の試みが紹介され、農耕馬を使った地域活性化のあり方が示されている。

論文審査結果の要旨

1 審査の経過

学位規則第2条第5項に基づき提出された博士請求論文にもとづき、令和5年11月30日の大学院経済学研究科博士（後期）課程委員会において、審査委員として、主査：市川大祐、副査：古林英一・宮入隆が選任された。その後、慎重に審査が進められ、令和6年1月25日に口頭試問が実施された。審査委員全員出席のもとに本論文について申請者の説明を求めたのち、関連事項についての質疑応答を行った。その結果、審査委員全員により合格と判定された。

2 評価

本論文の最大の意義は、史料的制約からこれまでほとんど実態が不明であった

馬喰の活動について、馬喰側・利用者である農家側双方からヒアリング調査を行い、馬喰による農耕馬の取引実態を明らかにしたことにある。筆者は、北海道家畜商業協同組合連合会の名簿をもとに電話によって対象者を探し、応諾した人、あるいは応諾した人から紹介された人へ、直接ヒアリング調査を実施したが、戦後期に馬喰・家畜商を営み、またこれを利用した世代はすでに相当の高齢であり、これは調査タイミングとしては最後のチャンスであり、そこで得られた知見自体、史料的にも極めて貴重であると言える。

従来、馬喰についての先行研究は、前期的資本として位置づけ、情報の非対称性を利用した欺瞞的な取引を行ったことが指摘されてきたが、他方でその取引の中身自体は不明なことも多く、また、戦後 1949 年に家畜商法が制定され、市場取引の制度ができた後も、農村における農耕馬取引においては馬喰による庭先・厩先取引が主流であり、馬喰がその後も 1970 年代まで存続しえた理由については説明できていない。

これに対し、筆者は馬喰に加え、馬喰による仲介取引を利用する側である、馬を飼養し販売する農家、農耕馬を購入する農家、それぞれの立場であった人にヒアリングを行うことで、実際に利用者である農家が馬喰に対して持っていた認識とともに、馬喰側の認識も明らかにした。その結果、たしかに先行研究で示されているように、飼養農家からは馬を安く買ったたかれた、あるいは購入農家からは品質の悪い農耕馬を売りつけられた、という証言が得られ、その実態や認識が明らかになった。これに対しては馬喰側の認識からも農耕馬を販売する際には、地域の農家が馬に詳しい馬産地を避け、馬の知識に乏しい農家が多い地域にあえて展開するなど、情報の非対称性を利用した取引があったことが裏付けられた。

先行研究では、理念のみで語られていた欺瞞的取引を実際に双方の立場から明らかにし、さらに価格決定法では農家から隠すかたちで行われる手指法の具体的な内実についても明らかにした。

また、本論文のさらに大きな貢献は、従来全く注目されていなかった馬喰の正の面すなわち、上記のような問題をはらみつつも、戦後農村での農耕馬取引において馬喰が存続し得た要因に光を当てたことである。農家から見ても、馬喰は農耕馬の扱い方や病気・ケガの時の対処法など馬に対する経験知を持っているという認識があり、さらに、支払いが堅いと表現されるように、農耕馬の飼養農家には貴重な現金収入をもたらした。また、場合によっては農耕馬代金を貸し付けるなど金融的機能も有していた。またモータリゼーション以前の段階では、馬の輸送は現在に比べ大変困難であったことも指摘されており、このことも遠隔地の市

場取引に対し、庭先・厩先取引が選好された要因であると思われる。

以上のように活動実態がほぼ不明であった馬喰の取引の中身について、正・負の両側面からヒアリング調査にもとづいて明らかにした点は研究史上大きな意義があると思われる。他方で、口頭試問において、本論文の調査や記述対象が北海道南西部に限られており、調査した4地域の比較分析が十分にされていないという指摘があった。また馬産地として著名な道東や東北地方との関係や位置づけが不明確であるという点も課題とされた。また日本全体の馬産史に位置付けることで、さらに本論文の意義が明確化するという指摘もあった。そのような課題はあるものの、上記に述べたように、馬喰自体の実態がほとんど明らかになっていない現在の研究状況の中で、現地調査およびヒアリングによってその実態を明らかにした本論文の意義は非常に大きいと思われる。

以上の点から、審査委員会は全員一致で、本論文は博士学位授与に相当する論文であると判定した。

3 学内の手続き

提出された論文の審査ならびに文書及び口頭による最終試験の結果は、本学学位規則第7条に基づき令和6年2月15日の研究科委員会で審査委員会主査から報告され、同日から同年2月22日までの間、研究科委員会構成員の閲覧に供するため博士論文の公開を経て、同日の研究科委員会において、構成員による投票が行われ、同論文を合格と決定した（同規則第8条第1項）。

その後、同年3月4日、北海学園大学大学院委員会が開催され、同論文について経済学研究科長より、委員会の審査経過ならびに論文要旨の報告がなされ、合格とすることが承認された（同規則第10条第2項）。これに基づき、同年3月20日、博士（経済学）の学位が授与された。